



島根県報

令和3年11月19日（金）
第 262 号
 （毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則	（管 財 課）	3
島根県農業技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則	（農 業 経 営 課）	4
島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則	（ " ）	4
蜜蜂についての腐蝕病まん延防止規則の一部を改正する規則	（農 畜 産 課）	4

【告 示】

地方税法第144条の9第3項の規定による特約業者の指定の取消し	（税 務 課）	5
島根県汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱の一部改正	（環 境 政 策 課）	5
青少年に販売等してはならない図書類	（青 少 年 家 庭 課）	5
島根県農業技術センター種苗配付規程の一部改正	（農 業 経 営 課）	6
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	6
解除予定保安林	（ " ）	7
漁業災害補償法の規定による同意	（沿 岸 漁 業 振 興 課）	7

【公 告】

公共測量の実施（3件）	（技 術 管 理 課）	7
-------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県原子力防災センター及び島根県出雲合同庁舎放射線防護対策施設活性炭素繊維フィルター調達に係る一般競争入札の落札者等	（原子力安全対策課）	8
---	------------	---

【教委規則】

島根県教育委員会会議規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	9
島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	9
教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則	（学 校 企 画 課）	9
島根県立高等学校授業料等減免取扱規則の一部を改正する規則	（ " ）	10
教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	11
島根県立高等学校規程の一部を改正する規則	〔 学 校 企 画 課 〕 〔 教 育 指 導 課 〕	11
島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則	（教 育 指 導 課）	11
島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則	（特 別 支 援 教 育 課）	12
就学奨励費取扱規則の一部を改正する規則	（ " ）	12
社会教育主事の資格の認定に関する規則の一部を改正する規則	（社 会 教 育 課）	13
島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	13
島根県立青少年社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則	（ " ）	14
博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則	（文 化 財 課）	14
島根県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	（ " ）	15
島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則の一部を改正する規則	（ " ）	15

島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則

(文化財課) 15

島根県立古墳の丘古曾志公園条例施行規則の一部を改正する規則

(") 15

公布された条例等のあらまし

◇島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則（規則第144号）

1 規則の概要

- (1) 行政手続における押印等の見直し等に係る様式の整備（様式第2号—様式第6号関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県農業技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則（規則第145号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第3号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則（規則第146号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第3号—様式第6号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇蜜蜂^{ミツバチ}についての腐蝕病まん延防止規則の一部を改正する規則（規則第147号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第144号

島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

島根県庁舎等管理規則（昭和52年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項及び第17条第4号中「若しくは」を「又は」に改める。

第18条第1項第2号中「寄付」を「寄附」に改める。

様式第2号中「**㊦**」を削る。

様式第3号及び様式第4号中「**㊦**」を削る。

様式第5号中「**㊦**」を削り、「下さい」を「ください」に、「寄付募集」を「寄附募集」に改める。

様式第6号中「**㊦**」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県庁舎等管理規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県農業技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第145号

島根県農業技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則

島根県農業技術センター分析等に関する規則（平成18年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「@」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県農業技術センター分析等に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第146号

島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則

島根県農業技術センター設備機器貸付規則（平成24年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号から様式第6号までの様式中「@」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県農業技術センター設備機器貸付規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

蜜蜂についての腐蝕病まん延防止規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第147号

蜜蜂についての腐蝕病まん延防止規則の一部を改正する規則

蜜蜂についての腐蝕病まん延防止規則（昭和31年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の蜜蜂についての腐蝕病まん延防止規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替わって使用することができる。

告 示

島根県告示第681号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

令和3年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
有限会社あつた石油	島根県大田市大田町大田口1177番地18	令和3年9月30日

島根県告示第682号

島根県汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱（平成21年島根県告示第739号）の一部を次のように改正する。

令和3年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

目次中「第16条・第17条」を「第16条—第18条」に改める。

第1条中「土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正後の」を削る。

第6条第1項中「（土壌汚染対策法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定による申請を含む。以下同じ。）」を削る。

別記様式中「㊤」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年11月19日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の島根県汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱の規定により作成した用紙でこの告示の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替わって使用することができる。

島根県告示第683号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第6条第1項の規定により、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定するので、同条例第27条の規定により告示する。

令和3年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

指定番号	種類	図 書 名 称	発行・出版社名	指定の理由
16113	雑誌	激ヤバ!裏グッズ㊟カタログ	㈱コスミック出版	次のいずれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するものであると認められるため。 (1) 性的感情を著しく刺激するもの (2) 粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長するもの (3) 自殺又は犯罪を誘発するもの
16114	雑誌	裏グッズカタログ 2022	㈱三オブックス	
16115	書籍	アリエナイ医学事典(アリエナイ理科別冊)	㈱三オブックス	
16116	書籍	アリエナイ工作事典(アリエナイ理科別冊)	㈱三オブックス	
16117	雑誌	臨時増刊ラヴァーズ VOL.22	㈱大洋図書	
16118	雑誌	実話ナックルズウルトラ VOL.17	㈱大洋図書	

島根県告示第684号

島根県農業技術センター種苗配付規程(昭和27年島根県告示第13号)の一部を次のように改正する。

令和3年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和3年11月19日から施行する。
(経過措置)
- この告示による改正前の島根県農業技術センター種苗配付規程の規定により作成した用紙でこの告示の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県告示第685号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 保安林予定森林の所在場所
出雲市佐田町原田959-1、959-2、960-1、961-1、963-1、963-2、964-1、965-1、969-1、1528-2、1820-24、1995
- 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第686号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町原田本谷968-32から968-34まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第687号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和3年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 加入区の名称
平田
- 2 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域
- 3 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄8に掲げる漁業の区分

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江地方法務局長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年11月21日から令和4年2月20日まで
- 3 作業地域
松江市雑賀ほか地区（横浜町、幸町、新町の一部、栄町の一部、堅町の一部、雑賀町の一部）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和3年11月4日から令和4年3月22日まで

3 作業地域

出雲市斐川町上出西地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和3年11月1日から令和4年2月28日まで

3 作業地域

斐伊川下流域（出雲市、松江市、安来市）

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

島根県原子力防災センター及び島根県出雲合同庁舎放射線防護対策施設活性炭素繊維フィルター調達 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

令和3年10月25日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社日立プラントサービス中国支店 支店長 末廣 博紀 広島県広島市中区紙屋町二丁目2番2号

- 5 落札金額
51,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和3年9月10日

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第12号

島根県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

島根県教育委員会会議規則（昭和23年島根県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第30条中「、押印の上」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第13号

島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成12年島根県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第21号まで及び様式第23号から様式第25号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第14号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和26年島根県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第5号及び様式第10号中「㊟」を削る。

様式第13号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県立高等学校授業料等減免取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第15号

島根県立高等学校授業料等減免取扱規則の一部を改正する規則

島根県立高等学校授業料等減免取扱規則（昭和43年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号表面中「高等学校担当者検印 ㊟」を「高等学校担当者氏名： ㊟」に、「受けたく連署してお願いします」を「受けたいので願ひ出ます」に、
 「本人氏名 ㊟」「本人氏名 ㊟」
 「保護者氏名 ㊟」「保護者氏名 ㊟」

に改め、同様式裏面中「㊟」を削る。

様式第2号中「高等学校担当者検印 ㊟」を「高等学校担当者氏名： ㊟」に、「受けたく連署してお願いします」を「受けたいので願ひ出ます」に、
 「本人氏名 ㊟」「本人氏名 ㊟」
 「保護者氏名 ㊟」「保護者氏名 ㊟」

に改める。

様式第3号中「受けたく連署してお願いします」を「受けたいので願ひ出ます」に改め、「㊟」を削る。

様式第4号中「調書作成者」を「調書作成者氏名：」に改め、「㊟」及び「㊟」を削る。

様式第7号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県立高等学校授業料等減免取扱規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第16号

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則

教員免許更新制に関する規則（平成21年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

「
様式第1号から様式第9号までの様式中
ふりがな
氏 名 印
を
」

「
ふりがな
氏 名
に改める。
」

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の教員免許更新制に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第17号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第6号、様式第8号及び様式第10号中「**㊦**」を削る。

様式第13号中「**㊦**」及び「**㊦**」を削る。

様式第13号の2から様式第20号までの様式中「**㊦**」を削る。

様式第27号及び様式第28号中「**㊦**」を削る。

様式第29号中「**㊦**」を削り、同様式（注）中「及び捺印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の島根県立高等学校規程の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第18号

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通信教育規程（昭和32年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第1号の4中「㊦」を削る。

様式第2号中「㊦」を削る。

様式第6号中「㊦」を削り、同様式（注）中「・捺印」を削る。

様式第7号から様式第13号まで及び様式第16号中「㊦」を削る。

様式第17号中「㊦」を削り、同様式（注）中「・捺印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県立高等学校通信教育規程の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第19号

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則

島根県立特別支援学校規程（昭和46年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊦」を削る。

様式第10号から様式第16号までの様式中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県立特別支援学校規程の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

就学奨励費取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第20号

就学奨励費取扱規則の一部を改正する規則

就学奨励費取扱規則（平成30年島根県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

「

様式第1号中「(署 名)」を削り、

※都道府県の地区別区分 (I、II、III、IV、V、VI)	学校長認印
地域の級地区分 1-1、1-2、2-1 2-2、3-1、3-2	

を

「

※都道府県の地区別区分 (I、II、III、IV、V、VI)
地域の級地区分 1-1、1-2、2-1 2-2、3-1、3-2

に改め、同様式収入額・需要額調書の記入上の注意事項中3を

」

を削り、4を3に、5から7までを4から6までとする。

様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の就学奨励費取扱規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

社会教育主事の資格の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第21号

社会教育主事の資格の認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事の資格の認定に関する規則（昭和34年島根県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「写」を「写し」に改める。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第1条関係）」に改め、「㊟」を削る。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第1条関係）」に改める。

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式（第2条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第22号

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則（昭和52年島根県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第2号の2中「㊟」を削る。

様式第6号中「氏名 印」を「氏名 印」に改める。

様式第7号中「氏名 印」を「氏名 印」に改める。

様式第8号及び様式第10号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第23号

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則（平成3年島根県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第3号（その1）から様式第5号（その2）までの様式中「氏名 印」を「氏名 印」に改める。

様式第6号中「代表者氏名 印」を「代表者氏名 印」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第24号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和27年島根県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「まゝ消」を「抹消」に改める。

第1号様式中「第1号様式」の次に「（第1条関係）」を加え、「㊟」を削る。

第2号様式中「第2号様式」の次に「（第3条関係）」を加える。

第3号様式中「第3号様式」の次に「（第5条関係）」を加え、「㊟」を削る。

第4号様式中「第4号様式」の次に「（第6条関係）」を加え、「㊟」を削る。

第5号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第25号

島根県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

島根県文化財保護条例施行規則（昭和33年島根県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第26号

島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削り、同様式添付書類中	「6 印鑑証明書 7 法人の登記事項証明書 8 納税証明書」	を	「6 法人の登記事項証明書 7 納税証明書」	に改め
-----------------------	--------------------------------------	---	---------------------------	-----

る。

様式第2号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第27号

島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則（平成17年島根県教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県立古墳の丘古曾志公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第28号

島根県立古墳の丘古曾志公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立古墳の丘古曾志公園条例施行規則（平成18年島根県教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

	「6 印鑑証明書		「6 法人の登記事項証明書	
様式第1号中「㊟」を削り、同様式添付資料中	7 法人の登記事項証明書	を	7 納税証明書	に改め
	8 納税証明書	」		

る。

様式第2号及び様式第3号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。